

社会福祉法人 白百合福祉会

実施年度	監査区分	文書指摘の内容	改善状況の内容	実施年月
5	未実施	—	—	—
6	実地	<p>会計処理について 白百合保育園の令和6年度の支出伺い（少なくとも8月以降分）について、決裁欄が空白で決裁の押印が一切されておらず、会計責任者の書面上の承諾なく施設経費が支出されている。 また、支出伺いの根拠となる請求書等が別綴りで支出伺いとの関係が明らかにされていない。このような経理は、不適正支出を生む危険性がある。法人の会計処理の基準である法人経理規程に則り適正に処理すること。</p> <p>【法人定款第34条、法人経理規程第13条】</p>	<p>支出伺いの役割の書類が支出伺いと仕訳伝票の2種類あり押印を仕訳伝票にし、支出伺いに押印をしていなかったため支出伺いと仕訳伝票の両方に押印をします。</p> <p>請求書を別綴りにせず支出伺いに添付して分かりやすくまとめるように対応します。</p> <p>備考 監査当日に園長が体調不良で対応が出来ず、支出伺いと仕訳伝票の根拠資料等の別綴り請求書等との関係性等が説明出来ず不明瞭となっていました。 今後は書類を見やすく整理して明瞭にしていきます。</p>	R7.1
7	未実施	—	—	—

「実地」・・・実地による監査を実施
「書面」・・・書面による監査を実施
「未実施」・・・監査の周期(3～5年に1回実施)に該当しない年度
「延期」・・・特別な事情により延期した場合
「中止」・・・災害等により延期